

指定（許可）更新に関する Q & A （秋田県版）

（平成19年10月 3 日追加）

Q 1 最近指定を受けたばかりだが、指定の更新の通知が届いた。すぐに、更新の申請をしなければならないか？

A 1 指定を受けている全部の事業所に通知を送ったものであり、手引きに記載されている受付期間に申請をすればよい。

（平成19年10月 3 日追加）

Q 2 市町村合併に伴い社会福祉協議会が合併し、合併後の社会福祉協議会が新たに指定を受けた場合、指定の更新の時期はいつになるのか？

A 2 合併後の社会福祉協議会が指定を受けた日から起算して 6 年後になる。

（平成19年10月 3 日追加）

Q 3 市町村が指定を受けている事業所について、市町村合併に伴い合併後の市町村が新たに指定を受けた場合、指定の更新の時期はいつになるのか？

A 3 合併後の市町村が指定を受けた日から起算して 6 年後になる。

地域密着型サービス事業所の指定の更新についての Q&A

問1 法改正時にみなし指定となった、他市町村にある認知症対応型共同生活介護の事業所についても、指定の更新が必要か？

答1 必要である。

※介護保険最新情報 Vol. 20の別紙3の問2参照

問2 法改正時にみなし指定となった、認知症対応型共同生活介護の事業所の指定有効期間はいつから起算するか？

答2 居宅サービスの認知症対応型共同生活介護の事業所として県の指定を受けた日から起算して6年（12年度に指定を受けた場合は8年、13年度に指定を受けた場合は7年）となる。これは、当該市町村にある事業所も、他市町村にある事業所も同じである。

※介護保険最新情報 Vol. 20の別紙1のパターン2の図を参照

問3 法改正時にみなし指定となった、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業所の指定有効期間はいつから起算するか？

答3 答2と同様に、居宅サービスの認知症対応型共同生活介護の事業所として県の指定を受けた日から起算して6年（12年度に指定を受けた場合は8年、13年度に指定を受けた場合は7年）となる。

※介護保険最新情報 Vol. 20の別紙1のパターン2の「起算日のもととなるサービス」の中に、介護予防認知症対応型共同生活介護が記載されていないのは、これは例示であるからとのこと（厚労省に照会）。

（問1から問3までは、認知症対応型通所介護についても、全部同様になります。）

問4 指定の更新をする際に、地域密着型サービス運営委員会を開催しなければならないか？

答4 開催しなければならない。

問5 18年9月4日付け事務連絡（介護制度改革インフォメーション Vol. 127）「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関する Q&A」の問15の他市町村に所在する事業所を指定する場合と同様に、事前に「指定の更新については、運営委員会を開催することなく更新することができる。」といったことを取り決めておくことはできないか？

答5 できない。原則会議を開催すること。（厚労省に照会）